

○警戒度を一層高め、感染防止対策を徹底

※市町教育委員会に同様の内容を要請

(1) 学校内外での対策の徹底

- ・学校内や登下校時の「おはなしはマスク」や「こまめな手洗い」を徹底
- ・体調に変化が生じている場合、絶対に通学させないよう徹底
- ・受験生とその家族は、家庭内でも会話時にはマスクを着用するなど細心の注意 **強化**
- ・部活動は、県内外を問わず、宿泊を伴う遠征や合宿について慎重に判断 **強化**

(2) 感染者が発生した学校等の対応

- ・学校で感染者を確認した場合には、保健所の指導の下、全容把握のため一旦、臨時休業
※接触のあった教職員・児童生徒の検査結果を確認後、学校再開
- ・校内の感染者の有無に関わらず、学校長が弾力的に出席停止（欠席扱いとしない取扱い）を判断
※受験を控え感染に不安を抱えている生徒の自宅待機を認める等

(3) 体調不良等で通学できない児童生徒の学びの保障

- ・対面授業とオンライン学習を併用するほか、健康状態に応じて個別に対応（プリント配布や課題提供）